

本検討会の目的・検討事項説明

農村振興局 農村政策部
農村計画課 農村活性化推進室

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

証明書制度創設の背景/課題・目的

農山漁村の課題解決のために行われる企業等による取組が、今後も継続する見込であり、特定の社会・環境インパクトの創出に繋がるものであることを証明するための制度を創設。

背景/課題

- 背景：農山漁村では人口減少が進行し、地域の持続性が脅かされている。農業生産の基盤維持や食料安全保障の観点からも、地域の生産基盤強化・生活環境整備が不可欠である。こうした中、農林水産省は地域内における農村RMO形成や中山間地域DXなどを進めてきたが、人口の自然減が進む中でより一層取組を促進していく観点で、これらに加えて、地域外の多様な企業等の参画が必要である。その一環として「『農山漁村』インパクト可視化ガイダンス」を策定したが、依然として実際の取組や成果を外部に示す仕組みは未整備である
- 課題：企業等の取組を統一的な観点から評価・証明する制度がないため、取組がステークホルダー（従業員・顧客・金融機関など）から適正に評価されず、資金調達、人材確保に繋がっていない。結果的に、企業等による農山漁村への参入や継続的な取組が促進されていない

目的

- 農山漁村の課題解決のために行われる企業等による取組が、今後も継続する見込であり、特定の社会・環境インパクトの創出に繋がるものであることを証明することで、ブランド力強化、人材獲得、資金調達等に繋げる。これにより、農山漁村における企業等の積極的な参画や継続的な取組を促進することを目的とし、以下を創設する
- ✓ 「インパクト証明書」：企業等による取組が特定の社会・環境インパクトの創出に繋がるものであることを、IMMプロセスが確立されているか等、専門的な見地から個別に証明。
- ✓ 「取組証明書」：企業等による参入障壁を下げ、多くの企業等による取組を促進できるよう、企業等によって農山漁村の課題解決に向けた個々の取組が行われていることを証明（インパクトに繋がり得る取組であることについては、ガイダンスに記載された事例等を参照して示す。）。

両証明書により実現したいこと

農山漁村の課題解決のために行われる企業等による取組が、今後も継続する見込であり、特定の社会・環境インパクトの創出に繋がるものであることを証明するための制度を創設。

証明対象

実現したいこと

インパクト 証明書

資金調達等に繋げる

- ① 企業等により農山漁村の課題解決に向けた取組が行われ、
- ② その取組が今後も継続する見込であり、
- ③ 特定の社会・環境インパクトの創出に繋がるものであること。
(IMMプロセス等について、専門的な見地から個別に審査)

※企業の財務メリットにどのように繋がるか、農山漁村の課題解決に向けて他の企業等とどのように連携したか、についてはオプションとして記載

企業等による取組や継続性を適正に評価し資金調達等に繋げる

⇒ 企業等による農山漁村への参入・継続的取組を後押し

取組 証明書

多くの企業等による参画を促進

- ① 企業等により農山漁村の課題解決に向けた取組が行われ、
- ② その取組が今後も継続する見込であること。
(ガイダンスに記載の事例等に基づいて審査)

※農山漁村の課題解決に向けて他の企業等とどのように連携したか、についてはオプションとして記載

企業等による参入障壁を下げ、より多くの企業等による参入・取組を促進

取組証明書・インパクト証明書の比較

論点	取組証明書	インパクト証明書
目的	農山漁村の課題解決に資する企業等の取組を国の証明制度によって評価し、インパクト創出の正当性を証明することで、企業等が外部に対して透明性の高い情報開示を行えるようにし <u>ブランド力強化、人材獲得、資金調達といった企業価値向上に繋げる。</u> これにより、農山漁村における <u>企業等の積極的な参画や継続的な取組を促進</u> する	
証明対象	企業等により <u>農山漁村の課題解決に向けた取組が行われていること</u> 及びその取組が <u>今後も継続する見込</u> であること	企業等により農山漁村の課題解決に向けた取組が行われていること、その取組が <u>今後も継続する見込であること</u> 及び取組が <u>特定の社会・環境インパクトの創出に繋がるものであること</u>
主な訴求対象	顧客、従業員、投資家、金融機関	
インセンティブ	人材・ブランド・事業リターン	左記に加え、資本市場リターン
発行対象者	大企業、中小企業（ベンチャー企業を含む） ※インパクト証明書は、その内資本市場リターンへのインセンティブがより高い対象者を想定	
評価方法	インパクト可視化ガイダンスのロジックモデルを踏まえ、<u>農山漁村の課題解決のために行われるアクティビティであり、今後も継続する見込であるか否か</u>を判断 「農山漁村の課題解決に繋がる蓋然性があること」を要件として求めることでインプットに繋がらない又は僅少である取組を初期に除外 - 取組先である自治体等から事実を証明する書類の提出を求める - 農山漁村の課題解決に向けて他の企業等とどのように連携したかについてはオプションとして記載	インパクト可視化ガイダンスのロジックモデルを踏まえ、農山漁村の課題解決のために行われるアクティビティであり、今後も継続する見込であるか否か、<u>インパクトの創出に繋がることの証明としてIMMプロセスが構築されているか否か</u>を判断 「農山漁村の課題解決に繋がる蓋然性があること」を要件として求めることでインプットに繋がらない又は僅少である取組を初期に除外 - 企業の財務メリットにどのように繋がるか、農山漁村の課題解決に向けて他の企業等とどのように連携したか、についてはオプションとして記載
審査体制	- 審査委員：農山漁村の課題・取組やインパクト評価（ロジックモデル、IMMプロセスに関する評価）に関する有識者・実務経験者を想定（客観性・中立性を担保するため、複数名での多面的な視点により評価） - 事務局：申請者・審査委員・農水省等の関係者のコミュニケーションハブとなり制度を適切に運用できる組織を想定	
更新頻度	3年を上限として企業が任意に設定	

農山漁村のインパクト創出につながり得る取組の証明（取組証明書）について

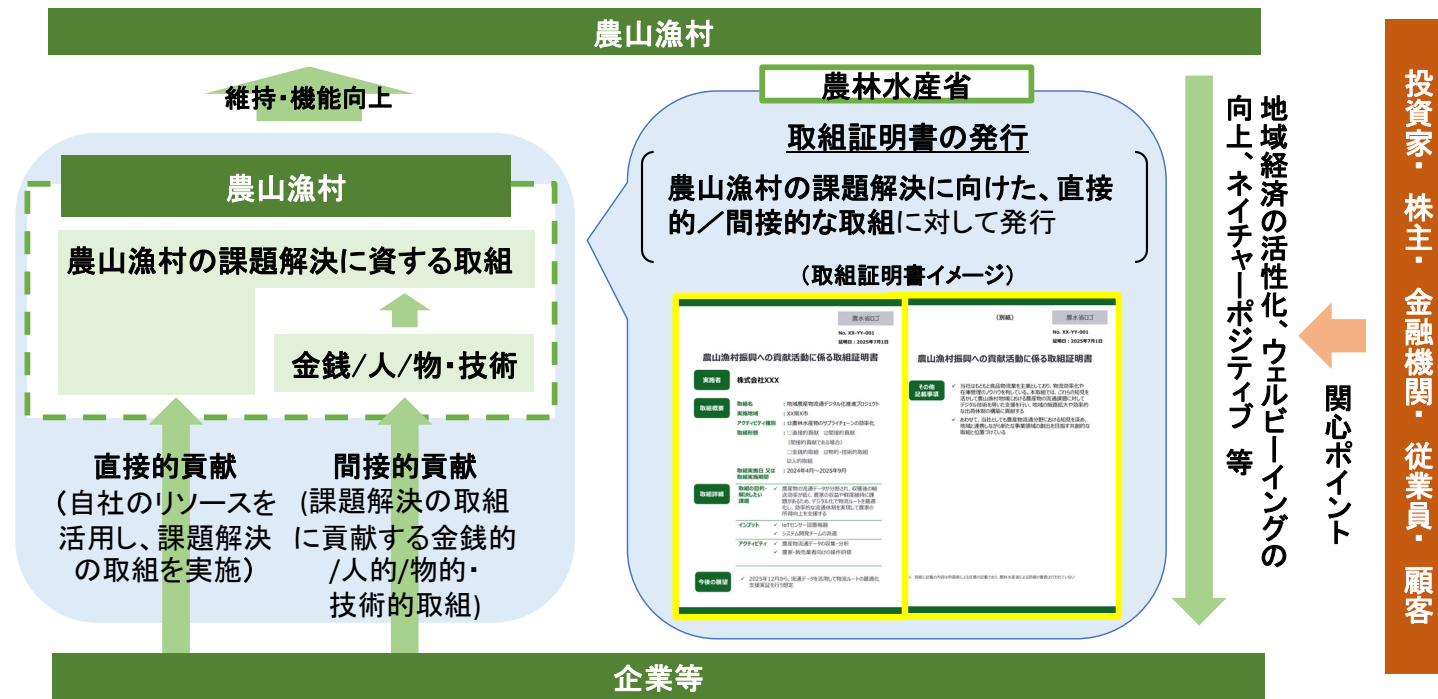


応募要領等は
こちらから！

- 農山漁村においては人口減少や高齢化が進み、食料供給の不安定化や農山漁村の持つ多面的機能の喪失が懸念されています。このような農山漁村の課題の解決には、企業等の多様なステークホルダーの方々のリソースを活用し、活性化を図っていくことが求められます。
- 近年、大企業を中心にESG、SDGs、インパクトといった考え方が重視される中、農山漁村の課題解決を通じた社会的・環境的インパクトの創出に向け、農林水産省は令和7年3月に『農山漁村』インパクト可視化ガイダンス』をとりまとめ、農山漁村の課題解決に向けた取組によって生まれる、企業価値の向上や事業リスクの低減といった効果や、そうした取組を行うための手段について整理を行ったところです。
- 農山漁村においてインパクトの創出につながる取組をさらに進めていく上で、企業等が行っている農山漁村の課題解決に向けた個々の取組を後押しできるよう、それらの取組を国が証明する「取組証明書」制度を開始することとしました。

取組証明書の制度概要

- 本制度では、農山漁村における、食料の安定供給や農林水産・食品産業の持続的な発展、持続的な生活環境の維持等に関する課題解決を目的に行われ、今後も継続することが見込まれる企業等の取組が選定の対象となります。
- 具体的には「副業を促進することで農山漁村外の人材を活用する取組」や「農林水産物のブランド化により付加価値の向上を目指す取組」といった事例が挙げられます。その他の取組事例については、「ガイダンス」を御参照ください。
- 取組証明書を取得された企業等の皆様には、自社ウェブサイトやIR資料への掲載等により、自社の取組の広報に当たってのコミュニケーションツールとしてお使いいただくことが可能ですので、是非取得の申請を御検討ください。



取組証明書の申請・審査方法

■ 申請書類

以下の書類を作成し、メールにて御提出ください。

- ・ 証明書発行申請書・ロジックモデル記入シート（取組概要・詳細やロジックモデル等を記載）
- ・ 取組の事実を証明する書類（自由様式）
- ・ 地域の関係機関（自治体等）・団体等による証明
- ・ 連携企業等による証明（任意）

■ 審査観点

以下の3観点で審査を行います。

- ・ 農山漁村のどのような課題であり、それを解決している取組であるのか
- ・ 取組がインパクトの創出に繋がり得るか（ガイダンスに記載の取組例を参照し、審査）
- ・ 今後も取組が継続する見込みであるか

※審査においては、取組実施地域の関係者へ事務局からヒアリングを行うことがあります。

■ 今後のスケジュール

- ・ 令和7年10月24日 申請受付開始
- ・ 令和7年10月30日 説明会の実施
- ・ 令和7年12月15日 申請締切、審査開始
- ・ 令和8年3月頃 公表

本検討会における検討事項

○インセンティブについて

- ・取組証明書、インパクト証明書ともに、人材リターン、ブランドリターン、資本市場リターンが、インセンティブとなりうる
- ・ただし、資本市場リターンとしていくためには、
取組証明書の場合：投資家のインパクト投資等のソーシングとして活用してもらうことが重要
インパクト証明書の場合：長期的には、このインパクト証明書があれば簡素なDDで資金拠出できる、といった指標である必要あり
特に、投資家側の意見を反映させていくことが重要

○取組証明書、インパクト証明書の評価基準の考え方

- ・取組証明書
 - －昨年度ガイダンスに記載がある取組：ガイダンスに記載されているロジックモデルをもとに認定
 - －昨年度ガイダンスに記載がない取組：昨年度ガイダンスに記載した農山漁村の課題と取組の関係性の根拠の記載が現実的か
- ・インパクト証明書
 - －上記に加え、評価基準の考え方（IMMプロセスのあり方等）について検討

○インパクト証明書の評価基準、評価方法の詳細

- ・インパクト証明書におけるインパクトやIMMプロセスの評価方法の詳細
 - －アウトカム・インパクトは定量化を求めるべきか
 - －初回時：IMMプロセスを実施できる体制を構築できているか、を評価するのがよいのか
 - －更新時：上記に加え、インパクト指標（KPI）を達成できているのか
（達成できていない場合は、その改善のための施策を立てているか）を評価するのが良いか
- ・アウトプット、アウトカムの具体的な測定方法

○具体的なインパクト証明書発行の手続きについて

- －発行に向けた体制論

【第1回】（インセンティブ、評価基準の考え方）

インパクト証明書、取組証明書のインセンティブを整理。
取組証明書、インパクト証明書の評価基準の考え方を整理。
取組証明書の募集開始に向け、募集・評価・発行体制について、意見聴取。

【第2回】（インパクト証明書の評価基準、評価方法の詳細）

インパクト証明書におけるインパクトやIMMプロセスの評価方法の詳細を検討。

【第3回】（具体的な評価方法）

農山漁村における各企業の取組を参照しつつ、ロジックモデルの整理や測定方法等について検討するとともに、IMMプロセスの評価方法の詳細について引き続き検討（調整中）。

【第4回】（インパクト証明書の発行体制）

R8年度のインパクト証明書発行開始に向けて、インパクト証明書の募集・評価・発行体制について検討。

第3回検討会の位置づけ

○取組証明書の交付

7月 取組証明書の要件設定、
募集要項事務局案作成

10月 検討会での承認後、
取組証明書募集開始

10月～11月
取組証明書募集期間

12月～1月
取組証明書審査期間

2月 取組証明書交付

○検討会の開催スケジュール

6月 検討会の構成、委員決定

8月 第1回検討会
・インセンティブ、評価基準の検討
・取組証明書の要件設定、募集要項作成

10月 第2回検討会
・インパクト証明書におけるインパクトや
I MMプロセスの評価方法の詳細の検討

11月 第3回検討会
・個別の企業の具体的な取組事例を通じた
インパクトやI MMプロセスの評価方法等
の検討（調整中）

1月 第4回検討会
・インパクト証明書の募集・評価・発行体
制を検討

○インパクト証明書の交付

10月 発行マニュアル骨子作成
・アウトカム・アウトプットの測定方法
・発行体制の整備

10月～1月 発行マニュアル作成

2月 発行マニュアル公表

※

※取組証明書・インパクト証明書制度の検討の過程で、制度の活用が促進されるよう必要に応じてインパクトガイダンスの改訂も検討

インパクト証明書発行マニュアル
の公表（令和8年2月ごろ）

令和8年度のインパクト証明書発行
開始に向けた検討及び発行体制の
整備を令和7年度中に実施